

神戸市告示第 148 号

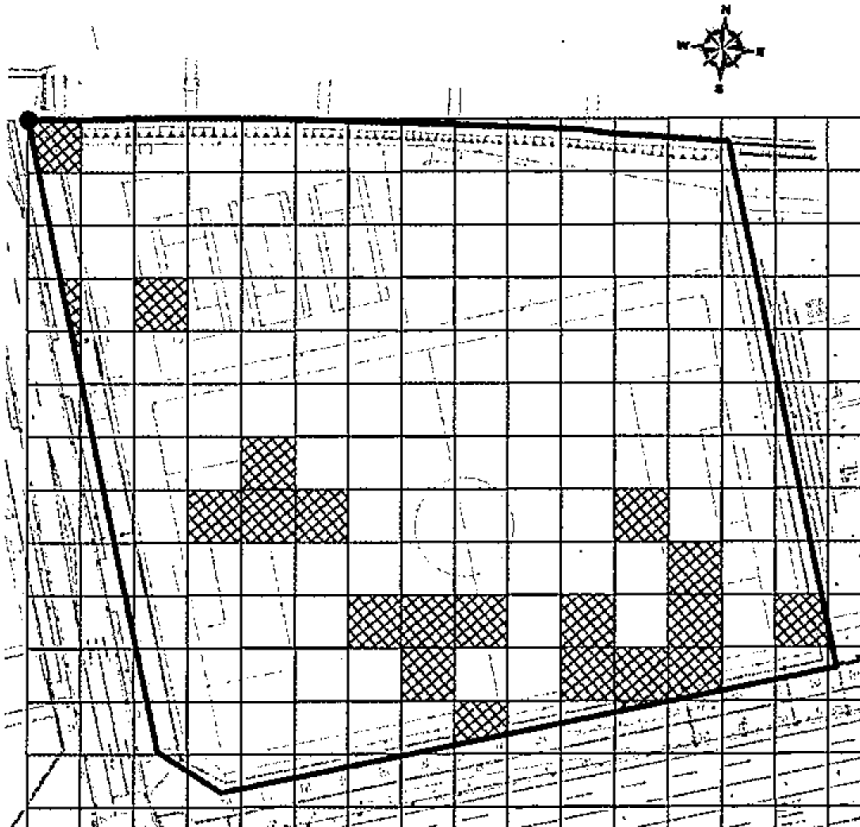
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 30 年 5 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
灘区摩耶海岸通二丁目 2 番 1 の一部、2 番 2 の一部、2 番 3 の一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
テトラクロロエチレン  
シス-1,2-ジクロロエチレン  
クロロエチレン  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

別図



＜起点＞  
起点は灘区摩耶海岸通 2 丁目 2 の境界金属標 101 とする。

＜格子の回転角度＞  
4.7°  
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

凡 例

- 起点
- 敷地境界線
- ⊗ 形質変更時要届出区域